

処分基準整理票

処分の内容	自動車臨時運行許可の取消し		
根拠法令及び条項	蓮田市自動車臨時運行許可に関する規則第8条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 虚偽その他不正の手段により臨時運行の許可を受け、又は不正に使用したことを発見したときは、直ちに許可を取り消すものとする。		
処分基準設定年月日	平成6年10月1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 市民課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。